

処分基準整理票

処分の内容	集会施設の使用許可の取消し		
根拠法令 及び条項	蓮田市公民館設置及び管理条例 第13条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （使用許可の取消し） 第13条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。 （1） 使用許可の申請に偽りがあったとき。 （2） 使用許可の条件に違反したとき。 （3） この条例に違反したとき。 （4） その他許可の取り消し、又は使用停止を必要とするとき。 2 前項の規定により許可を取り消した場合において使用者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。		
処分基準 設定年月日	平成9年10月1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	蓮田市教育委員会生涯学習部社会教育課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。